

受水槽以下の共同住宅における水道メーターの設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程（昭和60年新潟市水道局管理規程第2号。以下「特例規程」という。）第3条に規定する第2種共同住宅に係る受水槽以下の共同住宅における水道メーター（以下「メーター」という。）の設置基準及び審査の方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(審査の申込み)

第2条 審査を受けようとする者は、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に、別に定める審査申込書に必要書類を添えて提出しなければならない。

(審査の方法)

第3条 審査は、メーターの設置方法等に関し第5条、第6条及び第7条に規定する基準（以下「基準」という。）に基づき次に掲げる方法により行う。

- (1) 設計に関する審査
- (2) 現地における工事完成検査

(適合の通知)

第4条 管理者は、審査の結果、合格していると認めるときは、当該審査の申込みをした者に文書によりその旨通知するものとする。

(メーターの型式)

第5条 メーターの基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）及び計量関係法令に適合したものであって、都道府県知事の行う検定に合格したものであること。
- (2) 原則として接線流羽根車式乾式直読型であり、かつ、取付けネジの形状がJIS B 0202（管用平行ネジ）のB級であること。
- (3) 管理者が指定した位置に管理者が指定した番号が貼付されていること。

(メーターの設置方法)

第6条 メーターの設置方法に関する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) メーターが原則としてパイプシャフトに設置され、常にメーターの検針が容易にできる状態であること。
- (2) メーターの取付け及び取り外しが容易であること。
- (3) メーターが流行方向と一致し、かつ、水平に設置されていること。

- (4) 修繕等の維持管理に支障をきたさないようガス等その他の配管及びメーター等から十分な間隔が確保されていること。
- (5) パイプシャフトに防水及び排水の措置が講じられていること。
- (6) パイプシャフト内の配管が、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する基準に適合するものであって、原則として金属製であり、かつ、防食対策を講じたものであること。
- (7) メーターとメーターの上流側の配管との接続部分には止水栓が、メーターの下流側の配管との接続部分には逆止弁が設置されていること。ただし、逆止弁の設置については、既存の給水設備への設置が建築構造上及び配管構造上困難であり管理者が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (8) メータユニットを使用する場合は、台座に止水栓、逆止弁及びメーター接続器具等が取り付けられていること。
- (9) メーター及びメーター上下流の配管には凍結防止のための措置が講じられていること。

第7条 前条の規定にかかわらず、当該共同住宅の屋外に設置する給水設備（入居者が共同で使用する水栓等をいう。）に係るメーターは地中に埋設して設置することができる。この場合において、メーターは一般の建物の給水装置に準じ設置するものとする。

（メーターの取付け）

第8条 メーターの取付けは、配管の洗浄作業完了後に新潟市指定給水装置工事業者が行う。この場合において、メーターを取り付ける時期は、工事完成検査を行う日の直前とする。

（メーターの寄付）

第9条 特例規程第7条第1項の規定により第2種共同住宅として認定を受け、同条第2項の規定により各戸検針及び各戸徴収の契約を締結した当該第2種共同住宅の所有者は、当該第2種共同住宅の各戸メーターを管理者に寄付することができる。

2 前項の規定により管理者に寄付することができるメーターは、計量法に規定する検定有効期間の残りの期間が1年以上あるものに限る。

3 所有者は、第1項の規定により管理者にメーターを寄付しようとする場合は、別に定める寄付申出書を管理者に提出するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(旧基準等の廃止)

2 次に掲げる基準及び要綱(以下「旧基準等」という。)は、廃止する。

(1) 受水槽以下の共同住宅における水道メーター(平型)の設置基準

(2) 受水槽以下の共同住宅における水道メーター(平型)の設置基準取扱要綱

(経過措置)

3 この要綱は、施行日以後に申込みのなされた審査から適用し、施行日前に申込みのなされた審査については、なお従前の例による。

4 旧基準等に合格した第2種共同住宅は、この要綱に規定する基準に合格したものとみなす。